

監査公表第10号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、企画政策部に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年3月30日

敦賀市監査委員	安久彰
同	中村淳
同	有馬茂人

令和元年度 企画政策部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

令和2年2月7日（金）

2 監査の対象

企画政策部

秘書広報課、ふるさと創生課（移住定住推進室、あそび・まなび・子ども広場）、市民協働課（男女共同参画室、市民活動支援室、男女共同参画センター）、原子力安全対策課（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

（1）超過勤務について

特定の職員について超過勤務が多くなる傾向が見られるため、勤務状況の把握と健康管理に十分注意を払うとともに、過重労働とならないよう業務の配分や体制の見直しを図っていただきたい。

（2）業務委託について

業務委託により行っている事業については、委託業者に任せきりにならないよう、業務の履行状況のみならず、委託業者が使用しているシステムの信用性や適正な運用についても確認するよう努めていただきたい。